

次世代育成支援対策推進法に基づく 社会福祉法人秀峯会における 一般事業主行動計画（第5回）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年4月1日～令和 7年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間7日以上とする。

<対策>

- 令和 4年 4月～年次有給休暇取得率向上のため、計画年次有給休暇取得の促進を行う。
- 令和 4年 5月～働き方に関する教育活動を実施する。
- 令和 5年 1月～4月1日から12月31日までの有給休暇取得日数を調査し、有給休暇取得5日未満の職員には年度末までに6日以上取得するよう促す。
- 令和 6年 1月～4月1日から12月31日までの有給休暇取得日数を調査し、有給休暇取得6日未満の職員には年度末までに7日以上取得するよう促す。

目標2 地域の子供の職場見学及び若者のインターシップの受入を行う。

<対策>

- 令和 4年 4月～ 受入体制についての検討開始
- 令和 4年 5月～ 受入部署への説明及び体制作り
- 令和 4年 6月～ 学校との連携
- 令和 4年 7月～ 職員への周知及び学校、地域への取組の周知
- 令和 4年 8月～ 施設見学及びインターシップの受入開始